

子育て支援制度 運用規則

◆目的

「子育て支援制度」創設の目的は、女性医師が出産、子育てなどのライフイベントを契機に退職し、小児科医としてのキャリアを継続できなくなることを防ぎ、希望に応じて働き続けることができる環境を生み出すことである。

また、子育て中の女性医師にとどまらず、他の医師にとっても「子育て支援制度」の医師が加わることで当直翌日の長時間労働を是正できるなど、小児医療の水準を維持するために必要な医師の労働力を確保することである。

◆定義

「子育て支援制度」とは以下のいずれかが可能となる制度と定義する。

1. 短時間勤務制度

- (1) 1日の所定労働時間を短縮する。
- (2) 週または月の所定労働時間を短縮する。
- (3) 週または月の所定労働日を短縮する(隔日勤務、特定の曜日のみの勤務など)。
- (4) 労働者がここに勤務しない日または時間を請求することを認める。

2. フレックスタイム制

3. 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ

◆対象者

1. 児を養育する女性医師で将来、制度を終了したら当直・当番ありの勤務に戻る意思のある方
2. その他、特に必要があると認められる医師(男性医師も含む)
 - * 2.については申請があったとき子育て支援WGで検討する。
 - * 子育て支援制度を利用する医師は、原則として名古屋大学小児科に入局するものとする。
 - * 子育て支援制度利用者は常勤、非常勤にかかわらず休局扱いとしない。

◆期間

利用者が当制度を利用する必要がなくなるまで